

障 発 0708004

平成 17 年 7 月 8 日

最終改正

障 発 0509 第 2 号

令和 7 年 5 月 9 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

発達障害者支援センター運営事業の実施について

障害児(者)の福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところである。

近年、自閉症等に対する社会的な関心が高まり、自閉症等に対する積極的な対応が求められてきており、平成 14 年度から自閉症・発達障害支援センターを拠点とした支援体制の整備を推進しているところである。

今般、発達障害者支援法において、「自閉症・発達障害支援センター」が「発達障害者支援センター」として位置付けられたことに伴い、発達障害の早期発見、早期の支援等を図るなど、発達障害者及びその家族に対する支援を総合的に行うため、別紙のとおり「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」を定め、平成 17 年 4 月 1 日より適用することとしたので、留意の上その取扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 14 年 9 月 10 日障発第 0910001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「自閉症・発達障害支援センター運営事業の実施について」は、廃止する。

(別紙)

発達障害者支援センター運営事業実施要綱

1 目 的

発達障害者支援センター（以下「センター」という。）は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する発達障害者（同項に規定する発達障害児を含む。以下「発達障害児（者）」という。）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害（同条第1項に規定する発達障害をいう。以下同じ。）に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族、関係施設や関係機関等の職員等（以下「発達障害児（者）やその家族等」という。）からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害児（者）やその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

(1) 実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、都道府県等は、センターの行う事業の全部又は一部について、法第14条第1項に基づく指定を受けた社会福祉法人その他の発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）第2条に定める法人（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができる。

(2) 社会福祉法人等は、都道府県等の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人に委託することができる。

なお、この場合には、社会福祉法人等は委託先の社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。

3 障害児入所施設等への附置

センターは、発達障害児（者）に対する効果的な支援が行われるよう、発達障害児（者）に対する相談支援等に関する知見の活用、夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の施設機能の活用を図る観点から、障害児入所施設、障害者支援施設その他都道府県等が適当と認める施設（以下「障害児入所施設等」という。）に附置できるものとする。

なお、特定非営利活動法人へ委託する等、障害児入所施設等に附置しない場合は、夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の体制が確保できるよう、障害児入所施設等との連携に努めるものとする。

4 センターの選定

都道府県等は、センターの行う事業の委託に当たっては、発達障害に関して知見を有する社会福祉法人等を選定するものとする。

なお、選定に当たっては、地域における発達障害児（者）のニーズを十分に把握し、利用者の利便性に配慮の上、選定するものとする

5 センターの利用対象者

センターが行う事業の利用対象者は、発達障害児（者）やその家族等とする。ただし、早期支援のためにセンターへの相談が必要で、発達障害の特性を有すると思料される場合の利用を妨げるものではない。

6 事業の内容

センターにおいては、地域の発達障害児（者）やその家族等を支援するため、次に定める事業を実施する。

(1) 発達障害児（者）やその家族等に対する相談支援

- ① 発達障害に関する各般の問題について、発達障害児（者）やその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに情報提供を行う。
- ② 発達障害児（者）に対する相談支援は、来所又は訪問による面談のほか、電話又はインターネット等の情報通信機器を用いた相談などを実施することとし、地域の発達障害児（者）のニーズや相談内容に応じて弾力的な対応を図るものとする

(2) 発達障害児（者）やその家族等に対する発達支援

- ① 発達障害児（者）やその家族等に対し発達支援に関する相談を実施し、家庭での発達障害児（者）の発達に関する指導又は助言、並びに情報提供を行うとともに、必要に応じて、発達障害児（者）の医学的な診断及び心理的な判定を行うこととする。その際、児童相談所、知的障害者更生相談所、医療機関等と連携を図るものとする。
- ② 障害児入所施設、障害者支援施設、保育所等を利用している発達障害児（者）に対する発達支援方法に関する指導又は助言を行うものとする。

- ③ 夜間等の緊急時や行動障害により、一時的な保護が必要となった場合に、センターを附置した障害児入所施設等において一時的な保護を行った場合は、短期入所（ショートステイ）の利用として取り扱うこととする。

（3）発達障害児（者）に対する就労支援

就労を希望する発達障害児（者）に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との連携した就労相談による支援を行うものとする。

（4）関係施設や関係機関等に対する普及啓発及び研修

- ① 発達障害の特性及び対処方法等について解説したわかりやすいパンフレット、チラシ等を作成し、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所（市町村保健センターを含む。以下同じ。）、児童発達支援センター、障害児入所施設、（以下「児童発達支援センター等」という。）において活用を促すとともに、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、こども家庭センター、医療機関、企業等に配布することなどにより地域住民に対する普及啓発を図り、発達障害児（者）に関する理解の促進に努める。
- ② 発達障害児（者）に対する取り組みを積極的に進めるため、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、児童発達支援センター等の専門機関等の職員の育成や学校、幼稚園、保育所、認定こども園、医療機関等の関係職員、並びに都道府県及び市町村の障害福祉を担当する職員を対象に研修を実施する。

7 職員の配置等

（1）職員の配置

この事業を行うにあたっては、あらかじめ、センターの管理責任者を定めるとともに、事業を担当する以下の職員は常勤の者でなければならない。

なお、障害児入所施設等に附置されたセンターの場合、そのセンターの事業を担当する職員は、入所児（者）に対する支援業務は行わないものとする。

① 相談支援を担当する職員

社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉士をいう。以下同じ。）であって、発達障害児（者）の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認

める者。

② 発達支援を担当する職員

発達障害児（者）の心理的判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者。

③ 就労支援を担当する職員

発達障害児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者。

(2) 職員の責務

① センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、発達障害児（者）やその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく、その業務上知り得た発達障害児（者）やその家族等の秘密を漏らしてはならない。

② センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た発達障害児（者）やその家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

③ 職員は、センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会を捉え、相談支援等の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする

8 センターの設備

センターには、次の設備を設けるものとする。ただし、障害児入所施設等にセンターを附置した場合、当該施設等の利用児（者）への支援や運営上に支障がなければ、設備の全部又は一部を共有することは差し支えないものとする。

なお、相談室等については、利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

① 相談室等

② 事務室

③ 便所

④ その他必要な設備

9 事業の周知

都道府県等及びセンターは、地域の発達障害児（者）やその家族等が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、積極的に広報活動を行うものとする。

10 関係施設及び関係機関との連携

- (1) 都道府県等及びセンターは、発達障害児（者）への支援体制を整備するため、法第 19 条の 2 第 1 項に規定する発達障害者支援地域協議会へ参画するよう努めるものとする。
- (2) 都道府県等及びセンターは、発達障害児（者）に対し、関係施設や児童相談所等の専門機関と密接に連携を図り、発達障害児（者）に対する福祉、保健、医療、教育、就労の各分野による総合的な支援の在り方を検討するため、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者、児童発達支援センター等、こども家庭センター、教育委員会、公共職業安定所、地域障害者職業センター、医療機関及び障害児等療育支援事業実施施設、都道府県、市町村、家族団体等により構成される連絡協議会を定期的を開催すること。
- (3) 都道府県等及びセンターは、児童相談所等の専門機関や児童発達支援センター等、地域生活支援拠点や基幹相談支援センター等との連絡体制の確保に努め、これらの関係施設や関係機関等は、必要に応じて相互に助言や協力を行うものとする。

11 苦情解決等

- (1) センターは、その提供した相談支援等に関する発達障害児（者）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- (2) センターは、その提供した相談支援等に関し、都道府県等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、当該都道府県等の職員からの質問若しくは照会に応じ、並びに発達障害児（者）やその家族等からの苦情に関して都道府県等が行う調査に協力するとともに、都道府県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- (3) 相談支援等の実施に当たっては、発達障害児（者）やその家族等にその内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。

12 実施状況の把握及び評価

- (1) 都道府県等は、センターから実施状況等について少なくとも年1回の報告を聴取するなど、実施状況等の把握に努めること。また、センター業務の内容について定期的に評価を行い、必要に応じて改善を促すなど、センター業務の適切な運営の確保に努めること。

- (2) 改善に応じない場合は、必要な手順を踏んだ上で、指定の取消しを含めた措置を講ずること。

13 費用の支弁

センターの行う事業に要する費用は、都道府県等が支弁するものとする。

14 経費の補助

国は、都道府県等がセンターの行う事業のために支弁した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。